住居確保給付金　～離職等された方の就労支援を行い、その間の賃貸住宅家賃を支給する制度～

対象者

住宅を喪失した、又は賃貸住宅を喪失する恐れのある方

支給要件

主たる生計維持者が

①離職・廃業後２年以内
②個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している

就労能力：就労能力、意欲があり、ハローワークに求職申込を行う方

収入要件：月収が　単身世帯　７．８万円
２人世帯　１１．５万円
３人世帯　１４．０万円
４人世帯　１７．５万円
５人世帯　２０．９万円
＋　家賃額　以下

預貯金　：単身世帯　４６．８万円以下
２～５人世帯　６９万円～１００万円以下

その他　：離職前に主たる生計維持者であった方、
暴力団員でない方、類似の給付・貸付を受けていない方が対象

給付内容

支給額　：単身世帯　３１，０００円（上限）
２人世帯　３７，０００円（上限）
３～５人世帯　４０，１００円（上限）
※収入が収入要件を超える場合は一部支給

支給期間：原則３ケ月

就職活動

ハローワーク等に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行う

- 毎月４回以上、支援員と面接・報告
- 毎月２回以上、ハローワークで職業相談
- 原則週１回以上、求人先へ応募又は面接

※必要に応じ、支援員がハローワークへの同行、生活改善の指導、履歴書記載や面接のアドバイスを行う。

申請前に必要な申込み事項

ハローワーク等への求職申込（離職・就労を目指す休業者）

離職、休業（就労を目指す者）及び会社都合により収入が減少し申請される方は、ハローワークに求職申込みをし、その際に付与された※求職番号を様式１－１Ａ（裏面）に記載する。

求職番号は、５桁（－（ハイフン））４～８桁の数字。

※求職番号の確認方法

ハローワーク窓口で登録した場合　→　ハローワーク受付票で確認

オンラインで登録した場合　→　求職者マイページで確認

新規申請時の手続き

提出書類

１．住居確保給付金申請時確認書（様式１-１Ａ）→申請者記載
２．生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式１-１）→申請者記載
３．求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式２）
　→ハローワークで記載してもらう
※住宅を喪失するおそれのある方は
４．入居住宅に関する状況通知書（様式２-２）
　→不動産業者、大家に記載してもらう
※住宅を喪失した方は
４´入居予定住宅に関する状況通知書（様式２-１）
　→不動産業者、大家に記載してもらう
５．住宅確保報告書（様式５）→後日提出でもＯＫ

添付書類

１．本人確認書類（免許証、保険証等）
２．離職または休業関係書類
　Ａ 離職関係書類＝離職票、解雇通知書、退職証明書　等
　→提出できない場合は、離職状況等に関する申立書（参考様式５-１）を提出
　Ｂ 休業関係書類＝雇用主からの休業を命じる文書
　→提出できない場合は、就業機会の減少に関する申立書（参考様式５-２）を提出
３．収入関係書類（申請者及び同一世帯者の給料明細等）
　→通帳で確認できる場合は不要
４．休業前の収入関係書類
　休業前に収入額が、収入基準額を超えたことが確認できる書類（最低１ヶ月分必要）
５．預貯金関係書類（申請者及び同一世帯者の金融機関の通帳の写し）
６．求職受付表（ハローワークカード）の写し
７．入居確認書類　市内で入居していることが確認できる書類　（賃貸借契約書）
※住宅を喪失した方は
８．新住所の住民票の写し→後日提出でもＯＫ（様式５に添付）

支給決定後に申請者に渡す書類

１．住居確保給付金支給決定通知書（様式７-１）
　→ハローワーク、社会福祉協議会、不動産媒介業者（大家）にも送付
２．職業相談確認票（参考様式６）
３．常用就職活動状況報告書（参考様式７）
※住宅を喪失した方は
４．住居確保給付金支給対象者証明書（様式３）